

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 1 4 3
- 2 案件名 LGWAN 接続サービス（100Mbps）使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年（2023年） 7月31日

5 契約相手方

住所 東京都港区海岸1-7-1
社名 ソフトバンク株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)

LGWAN接続ルータはLGWANの安定的な稼働及びセキュリティ水準を統一的に管理維持するために必要な設備であるため、ネットワーク基盤サービス事業者による一元的な運用管理、保守が必須である。また、接続団体の運用および調達事務の負担軽減、一括調達による価格低減が図られることから、ネットワーク基盤サービス事業者である上記事業者から調達を行う。

7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2559

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 宝窓使-2
- 2 案件名 令和3年度 戸籍総合システム機器等賃貸借及び
ハードウェア保守に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日から
令和9年(2027年)1月31日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市中央区本町3丁目5番7号
社名：東京センチュリー株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項8号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件はこれまでに2回制限付き一般競争入札に付されるも、初回、2回目ともに応札者が1者であったため中止となった。
3度目の入札に付す時間的余裕も無いことから、応札する意思のあった上記相手方と随意契約を締結する。
7. 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2472

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委-8
- 2 案件名 訪問看護療養費助成対象化に伴う福祉医療システム改修対応業務
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市中央区本町2丁目5番7号
社名：株式会社アイネス 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該委託業務は、現在本市が使用している福祉医療システムの機能改修を行う業務委託です。
本市が使用している福祉医療システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの改修については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の福祉医療システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 問合わせ先
課名： 医療助成課 内線：2492

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委—90
- 2 案件名 相談事業業務委託
- 3 案件場所 市が指定する場所
- 4 契約期間 契約日 ～
令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：兵庫県神戸市須磨区行平町2丁目3-16-706
社名：特定非営利活動法人 女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
コロナ禍において、女性のための相談やDV相談件数が大幅に増加しており、不安を抱える女性の増加が顕著になっています。
上記相手方は、女性のための相談事業について以前から取り組んでいる団体であり、夜間帯での電話相談の経験もある県内唯一の団体であるため特名随意契約するものです。
7. 問合わせ先 課名：人権男女共同参画課 内線：2421

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委—9 1
- 2 案件名 居場所づくり支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：兵庫県宝塚市中野町4-1 1
社名：特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
コロナ禍において、女性のための相談やDV相談件数が大幅に増加しています。不安を抱える女性の増加が顕著になっており、居場所がない女性が多くいます。
上記相手方は、女性や子どもの人権問題についても以前から取り組んでいる市内で唯一の団体であるため特名随意契約するものです。
7. 問合わせ先 課名：人権男女共同参画課 内線：2421

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝地工委ー1
- 2 案件名 「COOL CHOICE」啓発番組制作・ケーブルTV放送
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年（2022年）1月31日（月）まで
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市小浜3-53-2
社名： 株式会社 ジェイコムウエスト 宝塚川西局
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
本事業では、省エネルギーの実践・再生可能エネルギーの普及推進のため、地域に密着した情報を発信している地域コミュニティを活用しながら国民運動である「COOL CHOICE」の啓発を目的としている。事業の一環として、映像媒体を用いた啓発事業を実施するにあたり、地域密着で事業を展開している地域のケーブルテレビ局である上記相手方しか実施できない事業であるため、業務委託契約を締結するものです。
7. 問合わせ先
課名：環境部 地域エネルギー課 内線：2515

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝地エ委－2
- 2 案件名 オンライン「COOL CHOICE」啓発セミナー実施業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年1月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 京都市中京区帯屋町 574 番地 高倉ビル 305
社名： 特定非営利活動法人 気候ネットワーク
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項_2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

認定特定非営利活動法人 気候ネットワークは、地球温暖化による気候変動を止めるために、地球温暖化防止に関わる国際交渉への参加、専門的な政策提言・情報発信、環境学習・教育、人材育成について、多岐にわたる活動に取り組む団体で、大学や新聞社、自治体から表彰を受けた実績もあり、高く評価されるなど、国内有数の知見や実績を有しています。また、コロナ禍において、地球温暖化対策に係る様々なテーマのオンラインセミナーを、講演会、ワークショップ、グループワークなど多様な形態で何度も実施した経験を持つなど、非常に豊富な開催実績と開催に係るノウハウを有しています。

本事業は、省エネルギー、再生可能エネルギーをはじめとする地球温暖化に関する深い知見を持つと同時に、数多くのオンラインセミナーの開催実績を有し、そのノウハウを蓄積している上記相手方しか実施できない事業であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき業務委託契約を締結するものです。

- 7 問合わせ先
課名：環境部 地域エネルギー課 内線：2513

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝地エ委－3
- 2 案件名 エコライフノート作成業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年1月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 京都市中京区帯屋町 574 番地 高倉ビル 305
社名： 特定非営利活動法人 気候ネットワーク
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

認定特定非営利活動法人 気候ネットワークは、地球温暖化防止に関わる国際交渉への参加、専門的な政策提言・情報発信、教育活動、人材育成等について、深い知見と多くの経験を持って活動する国内有数の団体です。また、同法人は、平成17年度から、京都市の全市立小学校において、子ども達が地球温暖化問題を自ら考え、ライフスタイルを見直し、エコライフの取組の定着を図ることを目的に、冊子「こどもエコライフチャレンジ」を活用した環境学習プログラムを実施しており、極めて優れた実績を有しています。

本市においては、小学校において地球温暖化学習はカリキュラムに組み込まれておらず、市内の活動団体による出前授業の実施により教育機会を設けている状況です。今後のカリキュラム化を目指し、内容が優れ利用されるエコライノットを作成する必要があると、深い知見と優れた経験実績を有する同法人しか実施できない事業であるためを選定するものであるため、業務委託契約を締結するものです。

7. 問い合わせ先

課名：環境部 地域エネルギー課 内線：2513

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 1 0
- 2 案件名 蒸気タービン点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 4 (2022) 年 3 月 30 日
- 5 契約相手方
住所：尼崎市西向島町 9 3 番地の 3
社名：新日造エンジ株式会社 関西営業所

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項該当ただし書該当

(指定理由)

本委託契約は、本市施設専用設計された設備の整備であり、整備をするにあたっては、設備の性能、特性、機能及び同じ方式の他プラントでの故障状況を熟知している必要があります。

また、製造後 3 0 年以上を経て、部品供給がままならない状況で、全休炉中の短期で整備を完了しなければならず、そのためには、設備の製造メーカー若しくはその整備業者と契約しなければ、契約の目的を達成することができません。

よって、本件は、設備の製造メーカー指定の保守業者である、上記相手方を指定します。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内線： 8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 - 1 0
- 2 案件名 市内店舗キャッシュレスポイント還元事業支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）1月31日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区京町70 松岡ビル6階
社名：株式会社 JTB 神戸支店

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

本業務は、消費者が市内店舗でキャッシュレス決済を行った場合に、市がプレミアムポイントを付与することで、市内の消費喚起を図るものです。当該委託業務の内容としては、市内参加店舗に向けた十分な事前周知、決済事業者との連絡調整等がありますが、上記契約相手方においては昨年度に本市でキャッシュレスポイント還元事業支援業務委託を請け負った実績があるほか、他市において同様のポイント還元事業を請け負った実績があります。それら実績から、市内事業者の実情などに応じた臨機応変な対応や迅速な対応が可能であるととも、決済事業者との円滑な調整が可能と考えられます。

昨年度から続くコロナ禍の中、市内の消費喚起が喫緊の課題であり、効果的な事業実施が求められる状況においては、上記契約相手方と特名随意契約を締結する必要があります。

- 7 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2233

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-317
- 2 案件名 市立美座小学校外 PCB 廃棄物収集運搬業務委託契約
- 3 案件場所 宝塚市美座 2 丁目外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 5 契約相手方 住 所：神戸市中央区浜辺通 4 丁目 1 番 21 号
社 名：日本通運株式会社
代表者：神戸支店 支店長 田中 旬

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 8 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

本件委託契約については、先に「教管委-316 市立美座小学校外 PCB 廃棄物収集運搬業務委託」として、契約課を通じて指名競争入札を行ったものの、応札者が 1 者のみのため令和 3 年 7 月 30 日付で入札取止めとなりました。

本件業務は実施資格が限られており、再度の入札を執行した場合も同様の結果となることが見込まれるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により、先の指名競争入札に応札のあった当該事業者と特名随意契約を行います。

7. 問合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187